

# 佐渡市いじめ防止基本方針

わたしたちは、温かい心もちます  
わたしたちは、優しい言葉をつかいます  
わたしたちは、強い勇気もちます  
わたしたちは、正しい判断をします  
わたしたちは、美しい友情を築きます

「佐渡市子ども宣言」（平成22年度佐渡地区心つながる地区の集い）

平成26年10月

佐渡市・佐渡市教育委員会

# 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項	3
4 いじめの理解	4
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処	5
(4) 家庭や地域等との連携	5
(5) 関係機関との連携	6
第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策	6
1 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
2 佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会の設置	6
3 佐渡市いじめ問題調査委員会の設置	7
4 市教育委員会の施策	7
(1) いじめの防止等の対策	7
(2) 関係機関等との連携	7
(3) 教職員の資質能力の向上のための研修の実施	8
(4) インターネットによるいじめの防止に向けた取組の推進	8
(5) 啓発活動や相談窓口の周知	8
(6) 学校間における連携協力体制の整備	8
(7) 学校のいじめの防止等の取組の点検	8
(8) 学校評価や教員評価における取組状況の点検と的確な指導・助言	9
(9) いじめに対する措置及び重大事態への対処	9

第3	学校が実施すべき施策	9
1	学校いじめ防止基本方針の策定	9
(1)	学校基本方針の内容	9
(2)	学校基本方針の策定上の留意事項	10
2	学校におけるいじめの防止対策等のための組織	10
(1)	いじめ等対策委員会の設置	10
(2)	いじめ等対策委員会の想定される役割	11
(3)	いじめ等対策委員会の運営上の留意事項	11
3	学校におけるいじめの防止等に関する措置	11
(1)	いじめの防止	11
(2)	いじめの早期発見	12
(3)	いじめへの対処	12
(4)	関係機関との連携	13
(5)	情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処	13
第4	重大事態への対処	14
1	市教育委員会又は学校による調査	14
(1)	重大事態の発生と調査	14
(2)	調査結果の提供及び報告	16
2	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	17
(1)	再調査	17
(2)	再調査の結果を踏まえた措置等	17
第5	佐渡市いじめ防止基本方針の見直し	17



## はじめに

いじめは、人権を脅かすものであり、決して許されるものではない。佐渡市の未来を担う子どもたちが、安心して健やかに成長できる社会をつくるために、市内の学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組まなければならない。

本市においては、平成 18 年 2 月に未来を拓く人づくりを目指して「佐渡市学校教育基本構想」をまとめ、基本的な考え方を、

- 1 意欲をもち、確かな学力を付ける教育の充実
- 2 郷土を愛し、夢と誇りをもつ教育の充実
- 3 生きがいを見付け、自立を目指す教育の充実

として、子どもが自信と誇りをもって学び、夢と力を育む魅力ある学校づくりに邁進してきた。

これらは、どの子ども喜んで登校できる学校、いじめを生まない学校において実現される。しかし、いじめが存在するのも事実である。そこで、平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」の制定を受け、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、ここに佐渡市いじめ防止基本方針を定める。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

また、いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないように、全ての児童生徒がいじめは決して許されないことを十分に理解できるようにする。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

このいじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

いじめを受けた児童生徒の聴き取り等を行う際には、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ等対策委員会を活用して行う。

外見的にはけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童生徒の被害性に着目して見極める。

行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。（例：インターネット上での悪口等）

いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に所轄の警察署に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

#### 4 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にもどの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することが多い。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験が全くなかった児童生徒は1割程度、加害経験が全くなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成が重要である。

#### 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。いじめの早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように迅速かつ適切に対応することが重要である。

##### (1) いじめの防止

児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、つぎのような視点からいじめの防止に努める。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。



- イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図り、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- エ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域、関係機関等と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

## (2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。児童生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

その際、法第 16 条を踏まえ、児童生徒に対する定期的な調査の実施、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備、さらには家庭、地域社会等と連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導等を組織的に行う。

## (4) 家庭や地域等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と P T A や地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図るものとする。

家庭においては、法第 9 条に示された保護者の責務等を踏まえ、児童生徒がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導を行うものとする。また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するように努めることが大切である。

地域等においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

## 第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策

### 1 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づくいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、佐渡市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会の主な機能については、以下のとおりである。

いじめの防止等に係る関係機関等相互の連絡調整

いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況に関する情報共有

いじめの防止等に向けた関係機関等のネットワークづくりについての協議及び相談窓口等の周知 等

### 2 佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会の設置

市教育委員会は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく組織として、佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会は、公平性・中立性を確保し、より実効的に行うため、いじめ問題及び青少年の健全育成分野の専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、次に掲げる役割を担う。

市教育委員会の諮問に応じ、佐渡市いじめ防止基本方針に基づくいじめ

の防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。

学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整する。

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(重大事態への対処については「第4 重大事態への対処」に詳述)

### 3 佐渡市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第2項の規定に基づく組織として、佐渡市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

調査委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、法第30条第2項の規定に基づく調査を行う。

### 4 市教育委員会の施策

市教育委員会は、いじめの解決に学校と協働して対処することを原則とし、初期からの関わりを大切にして、解決に向けた取組を進める。また、ケースにより臨床心理士等に相談することにより、学校が解決に向けた対応が図れるよう支援を行う。

#### (1) いじめの防止等の対策

ア いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるよう指導及び支援を行う。

イ 定期的に指導主事が学校訪問を実施するなどして、学校の現状を具体的に把握し、適切な指導及び支援を行う。

ウ いじめに関して重大事態が発生した場合、指導主事を当該学校に派遣するなど、解決に向けた取組を支援する。

#### (2) 関係機関等との連携

ア 「佐渡市青少年問題協議会」「佐渡市子ども若者相談センター」等と連携し、社会全体でいじめの問題を協議するなど組織的に協働する体制を確保する。

イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署等に相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、さらに関係機関と連携して適切に対処する。

(3) 教職員の資質能力の向上のための研修の実施

ア いじめの防止等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質向上を図る研修を充実させる。

イ 校内研修の講師として必要に応じて指導主事等の派遣を行う。

(4) インターネットによるいじめの防止に向けた取組の推進

ア 児童生徒が、インターネット等を適切に活用できる能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発活動を行う。

イ 携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、関係機関と連携の下、適切に対処できるよう教職員研修会を実施するなど、インターネットによるいじめについての対策を講ずる。

(5) 啓発活動や相談窓口の周知

ア いじめを防止することの重要性や、佐渡市のいじめの問題の現状を市報や教育委員会の広報誌等を通して啓発する。

イ 学校への「スクールカウンセラー」「心の教室相談員」の配置、「新潟県いじめ相談電話」、佐渡「あおぞらホットライン」等の相談窓口設置について児童生徒、保護者及び市内の関係者に周知徹底する。

(6) 学校間における連携協力体制の整備

いじめの防止や解決のために、学校を超えた関係児童生徒又はその保護者に対する支援や指導等が適切に行うことができるよう、学校間の連携協力体制の充実を促す。

(7) 学校のいじめの防止等の取組の点検

各学校において策定される学校いじめ防止基本方針が確実に実施されるよう点検・指導をする。

( 8 ) 学校評価や教員評価における取組状況の点検と的確な指導・助言

学校評価や教員評価においていじめの問題を取り扱った場合、数値だけで把握するのではなく、いじめ防止や早期発見、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒やその保護者に対する指導・助言の在り方等の具体的な取組や達成状況を評価するよう指導・助言を行う。

( 9 ) いじめに対する措置及び重大事態への対処

ア 法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。学校におけるこの調査については、必要に応じいじめ等対策委員会を活用する。

イ いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項( 同法第 49 条において準用する場合を含む。 )の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

ウ 対策委員会で調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。

エ 学校が行う調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

### 第 3 学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は以下の内容等を踏まえて、当該学校の実情に応じたいじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」( 以下「学校基本方針」という。 )を定める。

( 1 ) 学校基本方針の内容

ア いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定め

る。

- イ いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ 校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。
- エ 学校基本方針が、当該学校の実情に即して的確に機能しているかを、学校におけるいじめ等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すという、P D C Aサイクルを盛り込む。

## (2) 学校基本方針の策定上の留意事項

- ア 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校基本方針となるよう努める。
- イ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ウ 策定した学校基本方針は、児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなど、工夫を行い周知を図る。

## 2 学校におけるいじめの防止対策等のための組織

学校は学校基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、いじめの防止対策、いじめへの対処等のためいじめ等対策委員会を置く。

### (1) いじめ等対策委員会の設置

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設のいじめ等対策委員会（組織の名称は学校の判断による。）を置く。

また、同委員会に対応する事案の内容に応じて、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加・協力を仰ぎ、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

## (2) いじめ等対策委員会の想定される役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ 児童生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し、記録し、共有する。
- エ いじめの疑いに関する情報があったときには、学校が組織的に対応するための中核となる。

## (3) いじめ等対策委員会の運営上の留意事項

- ア いじめ等対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が中核となって組織的に行う。
- イ いじめ等対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。
- ウ いじめ等対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童生徒や保護者等からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。

## 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、国の基本方針の別添2などを参考とし、以下により、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### (1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けた指導は、全ての児童生徒を対象に行う。

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活

動を通じた道徳教育及び体験活動を充実する。

- イ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、「いじめ見逃しゼロスクール集会」や「あいさつ運動」等のいじめを防止するための児童生徒の主体的な活動を支援するなどして、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ウ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童生徒に提供する。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土をつくる。
- エ 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、児童生徒の社会性を育成する。
- オ 教職員が自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、学校全体で言語環境の整備に努める。

## (2) いじめの早期発見

- ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい場合が多い。そこで、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもつて的確に関わり、積極的な認知に努める。
- イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。
- ウ 児童生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし周知を図る。
- エ 保護者が、その保護する児童生徒の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

## (3) いじめへの対処

- ア いじめを発見し、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ等対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を守り通す。いじめ



たとされる児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

イ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

ウ 法第 23 条第 1 項の規定によるいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

#### (4) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、「学校警察等連絡協議会」や「青少年健全育成協議会」等との連携を推進する。

#### (5) 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

インターネットによるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを、児童生徒に身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要がある。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発活動等を行う。

インターネット上への不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、学校は直ちに所轄の警察署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

## 第4 重大事態への対処

### 1 市教育委員会又は学校による調査

重大事態が発生した場合は、市教育委員会又は学校の調査組織において事実関係を明確にするため調査を行う。

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ア 重大事態の意味

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

いずれも、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

##### その他

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

##### イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長に報告する。市教育委員会はその旨を対策委員会に報告する。

## ウ 調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や、人的措置を含めた適切な支援を行う。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、市教育委員会において調査を実施する。

## エ 調査を行うための組織

学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、いじめ等対策委員会等を中核として、当該重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

市教育委員会が主体となる場合、対策委員会を速やかに活用する。

## オ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うもので次の点に留意する。

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、その児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査を行う。この際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復

帰のための支援をする。

入院や死亡等で、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、調査について協議してから着手する。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

調査にあたっては「平成 22 年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ 添付資料 3 子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

## （ 2 ） 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校及び市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮しながらも、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることなく、適切に提供する。

アンケート等をとるに当たっては、いじめられた児童生徒又はその保護者等に、プライバシーを大切にしながらも結果を提供する可能性があることを、あらかじめ調査対象となる児童生徒やその保護者に事前に周知する。

学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

## イ 調査結果の報告

市教育委員会は、重大事態についての調査結果を市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会はいじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市教育委員会から重大事態についての調査報告を受けた市長は、必要があると認めるときは再調査を行い、必要な措置を講ずる。

### (1) 再調査

いじめに対する重大事態についての調査報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、調査委員会において調査を行う。

再調査の主体である市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責務があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

## 第5 佐渡市いじめ防止基本方針の見直し

市及び市教育委員会は、佐渡市いじめ防止基本方針を必要に応じて見直ししていくものとする。また、策定から概ね3年の経過を目途として、国・県の動向等を勘案して本基本方針の点検を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。